

令和8年3月26日

無線設備規則の一部を改正する省令案に係る意見募集 ーインマルサットD型の高度化に向けた制度整備ー

総務省は、インマルサットD型の高度化に向けた制度整備のため、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部を改正する省令案について、令和8年3月27日（金）から同年4月30日（木）までの間、意見を募集します。

1 概要

インマルサット携帯移動地球局は、現在、我が国においてC型、F型、D型、BGAN型、GSPS型及びIoT型の運用を行っているところ、今般、観測機器や動的資産などのテレメトリーデータを送受信するインマルサットD型システムをソフトウェアアップデートにより、更に高速化して通信を行うシステムが登場し、一部外国では既に導入されています。

本件は、インマルサットD型の高度化したシステムを我が国に導入可能とするための無線設備規則の一部改正案に対して意見を募集するものです。なお、システムの概要については「[参考](#)」をご参照ください。

2 意見募集対象

- ・無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部を改正する省令案
（別添1：新旧対照表）

3 意見公募要領

[別紙](#)のとおり

4 意見提出期間

令和8年3月27日（金）から同年4月30日（木）まで（必着）
（郵送については、同日の消印まで有効とします。）

5 今後の予定

意見募集の結果及び電波監理審議会への諮問に対する同審議会の答申を踏まえ、関係省令等の改正を行う予定です。

6 資料の入手方法

[別紙](#)及び[別添1](#)の資料については、e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリック・コメント」欄にも掲載します。また、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課において閲覧に供するとともに配布します。

連絡先：

総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課

担 当：山下課長補佐、永間衛星事業係長、川野官

住 所：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

中央合同庁舎2号館

電 話：03-5253-5901

E-mail：eisei-jigyo_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しています。送信の際には、「@」に変更してください。